２高障害第１７４号

令和２年５月14日

　各障害福祉サービス等事業所　管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　高知県地域福祉部障害福祉課長

（公印省略）

緊急事態宣言の解除に伴う障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）

の対応について（通知）

　日頃から、本県の障害福祉施策にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

　さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応につきましては、「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について（令和２年４月17日付け２高障害第99号）」及び「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について（その２）（令和２年５月１日付け２高障害第134号）」、「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について（その３）（令和２年５月８日付け２高障害第149号）」により、サービスの継続をはじめ、利用者の支援や感染防止対策の徹底などについてお願いしたところです。

今般、５月14日付けで、「緊急事態宣言」の対象地域から本県が除外されたことから、今後は、下記のとおり対応していただきますようお願いします。

記

１　サービスの提供について

　　５月22日までお願いしてきた、居宅等で過ごすことが可能なサービス利用者に対して利用の自粛に協力を求めていただく対応については、緊急事態宣言の解除に伴い、この通知をもって終了させていただきます。

　　　今後は、各事業所において、感染防止対策を徹底したうえで、サービス利用者の状況や地域の実情に応じて、密集にならないよう利用の調整や利用自粛を引き続き希望される方への訪問系サービスなどの代替サービスの提供等について、個別に対応いただき、適切にサービスを提供していただきますようお願いします。

２　感染防止対策の徹底について

　　緊急事態宣言の解除後も、引き続き「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」（令和２年４月７日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課等事務連絡）等を参考に、感染防止対策の徹底するとともに、別紙の「新しい生活様式」を踏まえた対応をお願いします。

高知県地域福祉部障害福祉課

電　話：０８８－８２３－９６３５

ＦＡＸ：０８８－８２３－９２６０

E-mail：060301@ken.pref.kochi.lg.jp